



継続投資教育セミナーと 企業年金連合会の事業のご案内



企業年金連合会 平成29年3月

企業年金連合会について

企業年金連合会（以下「連合会」）は、
確定給付企業年金（DB）、確定拠出年金（DC）、厚生
年金基金を会員とする、厚生労働大臣の認可を受けて
設立された法人です。

2つの事業

- ・企業年金の通算センター事業
- ・企業年金のナショナルセンター事業



▶ 確定拠出年金法において、継続投資教育の共同実施については以下のように規定

(情報収集等業務及び資料提供等業務の委託)

第48条の2 事業主は、給付の支給を行うために必要となる企業型年金加入者等に関する情報の収集、整理又は分析の業務(運用管理業務を除く。以下「情報収集等業務」という。)及び企業型年金加入者等による運用の指図に資するために行う資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置に係る業務(以下「資料提供等業務」という。)の全部又は一部を、企業年金連合会に委託することができる。

(企業年金連合会の業務の特例)

第48条の3 企業年金連合会は、確定給付企業年金法の規定による業務のほか、前条の規定による委託を受けて、情報収集等業務及び資料提供等業務を行うことができる。

以下は2年以内で政令で定める日に施行

(事業主の責務)

第22条 事業主は、その実施する企業型年金の企業型年金加入者等に対し、これらの者が行う第25条第1項の運用の指図に資するため、資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置を継続的に講ずるよう努めなければならない。

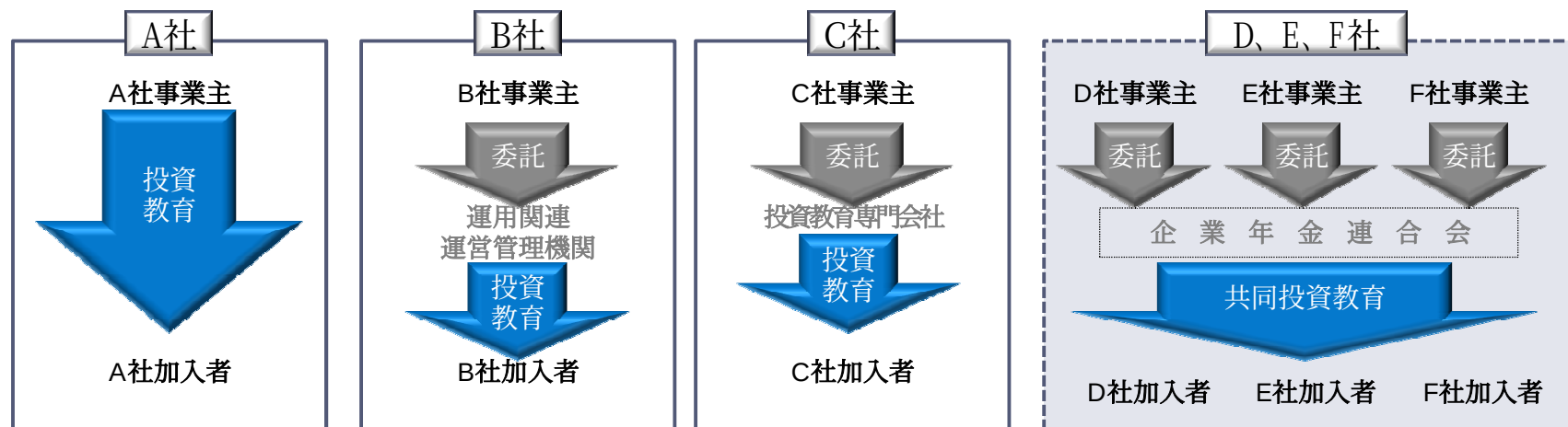
2 事業主は、前項の措置を講ずるに当たっては、企業型年金加入者等の資産の運用に関する知識を向上させ、かつ、これを第25条第1項の運用の指図に有効に活用することができるよう配慮するものとする。

※「資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置」をいわゆる投資教育という

継続投資教育のパターン

継続投資教育は、事業主が実施するが、その業務を委託することが可能

- 自社で実施
- 運用関連運営管理機関に委託して実施
- 投資教育専門会社に委託して実施
- 企業年金連合会に委託して実施



企業年金連合会の継続投資教育の共同実施（案）

①対 象

- ▶ 企業型DC加入者
- ▶ 特に今回の法改正が、中小企業にとって投資教育の企画立案や説明会等に負担感があり、継続投資教育の実施率が低いことの対策として行われたことを踏まえ、現在継続投資教育の実施が困難な事業主等をメインターゲットとする。
- ▶ なお、連合会会員のニーズには柔軟に対応する。

②手 法

- ▶ セミナー形式：対面セミナー（eラーニング等の手法も検討する。）
- ▶ セミナー時間：2時間
- ▶ セミナー時間帯：平日の日中、平日の夜、土曜

③費 用

- ▶ ひとり当たり実費相当額を検討（eラーニングの手法等を採用する場合には、定額制も視野に入れ検討）

④内容

継続投資教育の共同実施セミナー（仮称）の内容	
確定拠出年金制度等の具体的な内容	1. 企業型DCの基本的なしくみと特徴 2. 自分が制度を知るためのツール 3. 配分指定とスイッチング
金融商品の仕組みと特徴	代表的な運用商品の特徴
資産運用の基礎知識	1. 自分の残高を把握する：「残高通知書」の見方の解説 2. 基本的な4資産（国内株式、国内債券、海外株式及び海外債券）の特徴とその価格変動要因 3. 分散の効果 4. 資産配分の考え方
確定拠出年金制度を含めた老後の生活設計	1. 老後の生活費と公的年金の位置づけ 2. 公的年金だけでは足りない部分を補う手段のひとつとしてDC・退職金や自分の蓄えがあること 3. 若いうちから老後を意識し備える必要があること

▶ 効果的な教育にするための取り組み

加入者の行動につながる情報提供を行う。

- ・ワークシートを使って、資産配分を自分でシミュレーションする時間を設ける。
- ・運用指図のサポートツールである「コールセンター番号」や「ホームページURL」といった情報を関心の高まる受講時に個別に配布する。



平成29年度セミナー（対面方式）開催予定

平成29年度においては、東京（連合会会議室）にて、12回開催することを検討中。

第1期：平成29年7月に3回開催予定

第2期：平成29年9月に3回開催予定

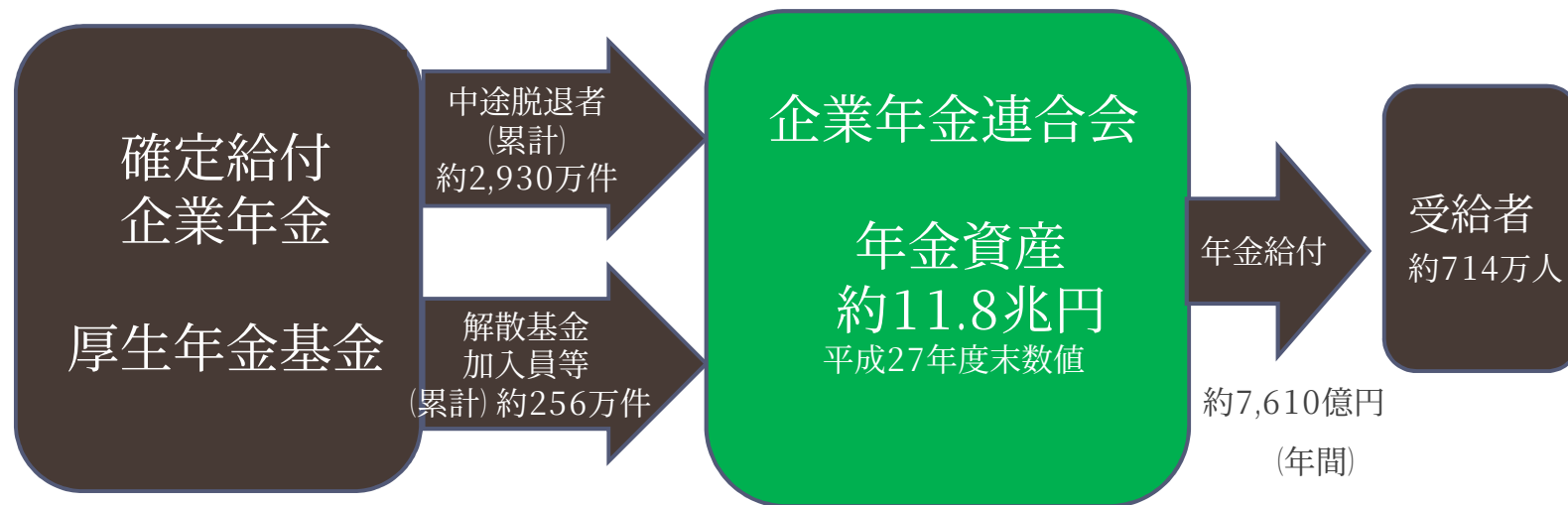
第3期：平成29年11月に3回開催予定

第4期：平成30年2月に3回開催予定

企業年金の通算センター事業

企業年金間の年金通算事業の役割を担っています。

- ①退職などの理由による通算
- ②解散や制度終了による通算



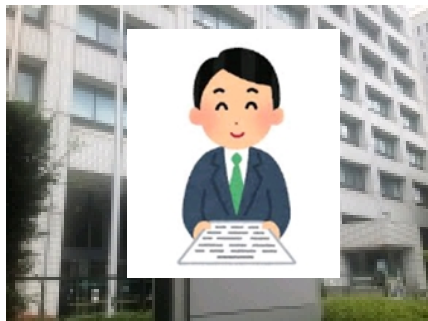
企業年金のナショナルセンター事業（１）

①政策提言

- ・ 制度改善、税制改正、規制緩和等の要望実現に向け、政府などに政策提言を行っています。

◎取り組んでいる政策課題の一例

- ・ 平成29年3月末まで課税停止とされている特別法人税の撤廃
- ・ 企業型DCの拠出限度額の撤廃



平成27年度企業年金税制改正に関する要望

平成26年8月8日
企業年金連合会

少子高齢化の進展を背景に公的年金がスリム化していく中で、高齢期における所得保障としての企業年金には、公的年金を補完する重要な役割が求められている。

企業年金連合会では、厚生年金基金、確定給付企業年金及び確定拠出年金の三制度について、制度別小委員会を設置して各制度が抱える課題について議論を行ってきた。

今後、三つの制度別小委員会における提言を基に、企業年金連合会として平成27年度企業年金税制改正に関する要望を行うものである。

（例）企業年金税制改正に関する要望

②マイナンバー・住所・生存情報の提供

企業年金のナショナルセンター事業（２）

企業年金制度の健全な発展を図るため、会員に向けた相談・研修・情報提供を行っています。

③企業年金ご担当者向けの相談（会員限定）

- （ア）企業年金に関する事業運営、適用、掛金、給付など
- （イ）年金財政、資産運用などの専門的な相談
- （ウ）DCに関する相談全般（継続投資教育等）



④研修（会員限定）

- （ア）基礎的な研修から専門的な研修まで
- （イ）最新情報を取り込んだ内容



企業年金のナショナルセンター事業（3）

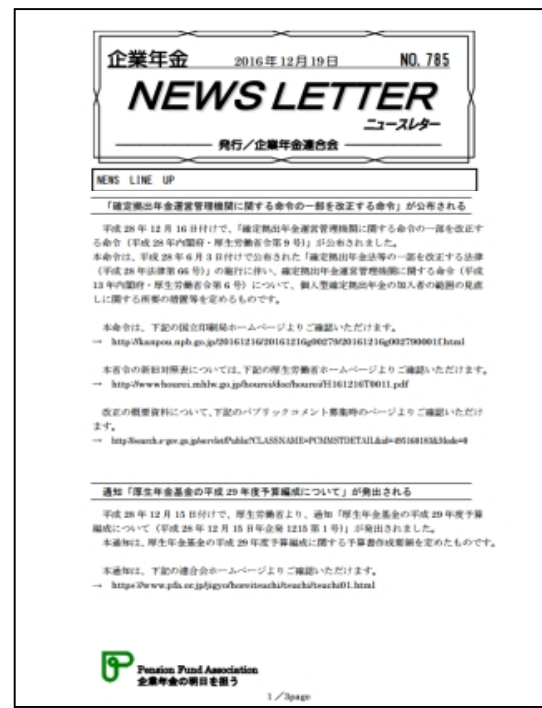
⑤情報提供

（ア）機関誌 月刊『企業年金』

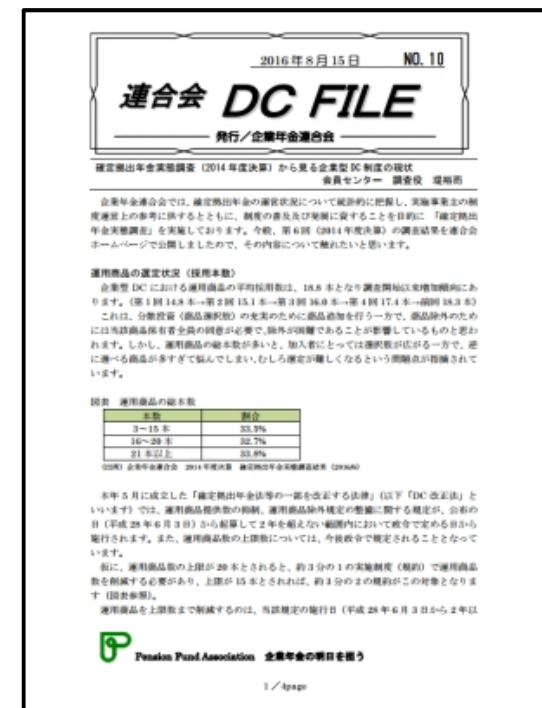
（イ）企業年金に係る最新情報をメール発信



（ア）機関誌 月刊『企業年金』



（イ）メルマガ『NEWS LETTER』 / 『DC FILE』



企業年金連合会の事業活動

(ウ) ホームページ（一部一般公開ページあり）



企業年金のナショナルセンター事業（４）

⑥会員向けホームページの開設・運営サービス

連合会がこれまで行ってきたホームページ運営のノウハウを活用し、デザイン・構成などを共通化することで経費負担を抑え、さらに管理業務、更新作業などを連合会が行う会員向けのホームページ開設・運営サービスです。

- ・低コストの実現
- ・独自のURLを提供
- ・アクセス制限の設定が可能
- ・更新が容易

作成例

〇〇〇企業年金基金 または 〇〇〇厚生年金基金 「お問い合わせ」 「サイトマップ」



[ページの TOP へ](#)

「個人情報の取り扱いについて」 「リンク・著作権について」

連合会会員のメリット

- ・ 会員限定のサービスを利用できる
(企業年金に関する相談、研修、情報発信など)
- ・ 会員価格が適用される
(マイナンバー等の情報提供など)

○ご加入いただいた企業の皆様の声

- ・ 受託機関等と違う中立的な団体であることに着目
- ・ セカンドオピニオンが必要と感じたため

